



令和8年度 募集要項 (満3歳児以上)

* 認定こども園は1号児（満3歳児、新2号児を含む）、2号児によって入園までの手続きが異なっていますので、別紙資料もご確認ください。

募 集 人 員 満3歳児（満3歳になった翌月から） 1号児のみ 36名

・保育内容、募集方法等については、「令和8年度 満3歳児入園 募集要項」を確認ください。

3年保育児（満3才）（新規枠） 1号児 5名程度 2号児 5名程度 計10名程度

・令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた幼児

2年保育児（満4才） 1号児 補欠登録のみ 2号児 若干名

・令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた幼児

1年保育児（満5才） 1号児、2号児 とともに補欠登録のみ

・令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児

○3年保育の募集人数は、優先入園枠の在園・卒園児弟妹、未就園児プログラム会員以外の新規対象児です。*願書配布開始以降、適宜新規の応募情報をお伝えします

○2号児の認定を受けても定員、利用調整の結果2号児として入園できない場合は1号児（新2号児）として入園して2号児と同じ園生活を送ることもできます。

○原則として1号児、2号児ともに多摩川幼稚園の教育方針、教育内容等について、見学等によりご理解いただき、重要事項説明書を確認の上、同意書を提出していただくことが前提となります。（2号児については、市での手続きの際に確認があります。）

願 書 受 付 令和7年11月1日（土） 午前9時より10時まで受付（先着順）

○2号児の正式な入園手続きは1月の市の決定通知後になりますが、希望により面接、体操着等購入までの手続きを1日に行います。（2号児の定員が限られていることから、1号児で手続をして新2号児、2号児に変更することもご検討ください）

○1号児につきましては定員に達した時点で締め切り、以後補欠登録となります。

○本園所定の願書に御記入の上、出願料3,000円を添えてお申し込みください。

面 接 日 時 11月1日（土）午前10時から11時30分の間の1時間程度（入園手続等を含む）

○願書受付時に時間を指定します。お子様の様子を知るための集団観察と簡単な親子面接を行います。（希望する2号児を含む）

合 格 発 表 11月1日（土）面接終了後通知致します。

入 園 手 続 11月1日（土）合格発表後、入園一時金を添えて手続きしてください。

○2号児は、来年1月の市からの「決定通知」を受けての手続きとなります

○入園手続き後、在住の市、町に1号、2号の認定・施設利用申請手続きを行います

経 費（保護者負担金） ※令和8年度保護者に対する補助金が改定された場合は、保護者の実質負担額が増えない範囲で改定する場合があります。

入園一時金 15,000円 （入園手続き時に納入 入園辞退の場合も返金致しません）

教育充実費 多摩川幼稚園が手厚くしている教育環境の充実に係る費用（温水プール・戸吹の森、他の施設関係費、専門講師を含む国基準以上に配置している教職員の人件費等に充当）、1号児については給食の食材費以外の経費

1号児 13,000円（月額）

2号児 11,800円（月額）

*短時間認定児は5,000円減免

*令和2年度から水曜日が原則1日保育（給食あり）となり、年間食数が増えています。ほかの幼稚園と比較する場合は、保育時間、給食数の違いも考慮ください。

* 1号児保育日のみ運行。1年を通しての月割り計算となっておりますので、4月から3月まで毎月納入していただきます。（通園バス利用者のみ）

*新2号児には、利用日数×450円を限度に補助金が交付されます

●ご質問がございましたら、直接幼稚園にお問い合わせください。(TEL 042-558-0218)

令和8年度 認定区分別保護者負担額 早見表

☆令和8年度に補助金改定があった場合は、保護者の実質負担額が増えない範囲で

印の費用（1号教育充実費・給食材費）を改定する場合があります。

		1号認定児（新2号認定児含む） 1号教育充実費 13,000円＋給食材費 ー保護者補助金 ー給食費補助								2号認定児 2号教育充実費 11,800円＋給食材費 ー給食費補助 ＊保護者負担軽減費補助金はなし					
区分	世帯区分	小学3年 以下対象	在園児 のみ対象	1号 教育充実費	給食材費	納入 月額	保護者負担 軽減費補助金	※2 あきる野市 給食費補助	実質 負担額	小学校就学 前のうち	2号 教育充実費	給食材費	納入 月額	※2 あきる野市 給食費補助	※3 実質 負担額
①	生活保護世帯	第1子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	9,600	1,100	3,400	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	1,600	13,400	1,800	11,600
②	市民税 非課税世帯	第1子	在園第1子	13,000	※1 1,100	14,100	6,600	1,100	6,400	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	1,600	13,400	1,800	11,600
		第2・3子	在園第1子 在園第2子		※1 1,100		9,600	1,100	3,400						
③	市民税の 所得割額 77,100円以下 （～360万円未満）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,100	7,800	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	1,600	13,400	1,800	11,600
		第3子	在園第1子				9,600	1,100	3,400						
			在園第2子					1,100	3,400						
④	市民税の 所得割額 211,200円以下 （～680万円未満）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,800	10,000	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	6,100	17,900	1,800	16,100
		第3子	在園第1子					4,000	7,800					4,900	13,000
			在園第2子					1,100	4,000						
⑤	市民税の 所得割額 256,300円以下 （～730万円未満）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,800	10,000	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	6,100	17,900	1,800	16,100
		第3子	在園第1子					4,000	7,800					4,900	13,000
			在園第2子				8,400	1,100	4,600						
⑥	上記以外 （730万円以上～）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,800	10,000	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	6,100	17,900	1,800	16,100
		第3子	在園第1子					4,000	7,800					4,900	13,000
			在園第2子					1,100	7,800						
	全世帯	第3子	在園第3子	13,000	※1 1,100	14,100	世帯区分による	0	3,000～7,400	在園第3子	※3 11,800	1,600	13,400	0	13,400

※1：副食費の不徴収区分であるため、2,900円を引いた金額（詳しくは下記[2 給食食料費の内訳について]参照）

※2：幼稚園・保育所その他施設の3歳児以上の在園児対象で、第1子は1,800円／月、第2子は4,900円／月（給食材費のみ）を限度に補助されます。（在園第3子は対象外です）

※3：2号認定の区分が「保育短時間」の場合は、園独自の措置として、教育充実費を5,000円減免（割引）いたします。そのため、実質負担額は記載されている金額より5,000円少ない金額となります。

【注意】1. 毎月の納入月額は、1号、2号のそれぞれの赤色の額となりますが、保護者補助金（1号児のみ）及び給食費補助金が交付されるので、実質負担額は青色の額となります。

2 給食食料費の内訳について

＊①～③区分と④～⑥区分の第3子（1号児は小3までの兄弟からカウント、2号児は小学校入学前の兄弟からカウント）は副食費が不徴収となります。

保護者負担の給食費（食料費他）の内訳は、施設型給付のそれぞれの額をベースに年間の食数（2号児の食数は1号児の約1.5倍）等を考慮して、以下の表の通りに設定しています。

	主食	副食	給食料費計
1号児	1,100	2,900	4,000
2号児	1,600	4,500	6,100

＊教育充実費は、保育時間の短い1号認定の子どもの方が、2号認定の子どもより高くなっています。

これは、給食にかかる食料費以外の経費について、2号児は全額が補助金で賄われるのに対し、1号児は補助率が低いからです。

3. 認定区分別の正確な実質負担額を比較する場合は、青字の実質負担額に以下の⑦+④を加味する必要があります。

⑦ プレイルーム（預り保育）利用料

① 1号児、新2号児：原則200円/1時間（18時00以降は300円/30分）

＊年契約の場合は11,500円/月（7時00分～18時00分）

＊新2号児の場合、利用日数×最大450円（月額最大11,300円）まで補助あり

② 2号児：以下の時間はプレイルームの利用料なし

●保育育短時間認定：8時30分～16時30分

●保育標準時間認定：7時00分～18時00分

④ プレイルーム利用時の追加給食費（半日保育日・長期休暇中の給食）

①1号児、新2号児：530円/1食

＊年契約の場合は3,300円/月（プレイルームの年契約園児のみ対象）

＊お弁当の持参不可

②2号児：追加給食費なし

4. あきる野市以外の方は各市町の保護者補助金の金額をご確認ください。